平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

東京税関総務部長　殿

住所

社名

※組織の代表者でない場合については委任状をあわせて提出のこと。

**秘密保持に関する誓約書**

（以下「甲」という）は、平成３０年度（補正予算）　車載式不正薬物・爆発物探知装置の調達に係る入札への参加にあたり、東京税関（以下「乙」という。）から開示される車載式不正薬物・爆発物探知装置の関連資料については、当該入札の参考情報とすることを目的（以下「本件目的」という。）として使用し、下記に定める条項を遵守することを誓約します。

記

（秘密情報）

第１条　本誓約書でいう「秘密情報」とは関連資料に記載された情報をいう。

（機密保持）

第２条　甲は、秘密情報を厳格に保持するものとし、秘密情報を第三者に開示、漏洩しまたは公開しないものとする。

（関連資料）

第３条　本誓約書でいう「関連資料」とは、別紙「配布資料一覧」の文書をいう。

（目的外使用の禁止）

第４条　甲は、本件目的以外に関連資料を使用しないものとする。

（調査）

第５条　甲は、乙が本誓約書を遵守していることを確認する必要があると認めたときは、乙が甲に報告を求め、又は乙の指定する者を甲の事業所等に派遣して調査することに、協力するものとする。

（損害賠償）

第６条　甲が本誓約書に違反したことにより乙に損害を与えた場合は、甲は、乙に対し一切の損害を賠償するものとする。また、損害には、乙が甲に対し履行を求める一切の費用、訴訟に関する弁護士費用の相当額が含まれるものとする。

（管轄裁判所）

第７条　本誓約書に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属の合意管轄裁判所として処理するものとする。

（協議）

第８条　本誓約書に定めの無い事項、その他本誓約書の条項に関して疑義を生じたときは、甲乙協議の上円満に解決を図るものとする。

以上